

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	地方税収納に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
新居浜市は、地方税収納事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
新居浜市長
公表日
令和7年10月10日

[令和6年10月 様式3]

項目一覧

I 基本情報

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

III リスク対策

IV 開示請求、問合せ

V 評価実施手続

(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税収納に関する事務
②事務の内容	納付書や口座振替等の納付の受け入れを行い、各賦課データの納付状況の管理を行う。また、納税証明書の出力、還付充当処理や督促状の発行など、納付に関連する事務を行う。
③対象人数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	収納管理システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・消込処理機能：納付書、口座振替データをもとにした一括処理での消込処理を行う。 ・還付充当処理機能：納付による過誤納が発生した場合にその還付、充当処理を行う。 ・納税証明書発行機能：納付状況に基づき納税証明書等の証明書発行を行う。 ・決算処理機能：年度末での決算に伴い、滞納繰越処理等や統計資料の作成を行う。 ・口座情報の登録・照会、口座振替情報の送受を行う。 ・公金給付を実施するための公金受取口座情報の取得を行う。
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (滞納管理システム)</p>
システム2~5	
システム2	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住民情報システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8 セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電子への電子署名付与、電子及び提供許可証に付与されている電子署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供ネットワークシステム配信マスター情報を管理する。 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・評価実施機関における住民及び住登外者の宛名項目(氏名・性別・生年月日・住所・個人番号等)の管理 ・各システムの宛名番号と団体内統合宛名番号を同定管理 ・符号付番の際、符号と紐付ける団体内統合宛名番号を中間サーバへ送信 ・中間サーバとの連携
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [O] 宛名システム等 [O] 税務システム [O] その他 (中間サーバ)</p>
システム6~10	
システム11~15	
システム16~20	
3. 特定個人情報ファイル名	
収納情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する] <選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項及び第50条
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部収税課
②所属長の役職名	収税課長
7. 他の評価実施機関	
-	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
収納情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及びその関連者	
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <input checked="" type="checkbox"/> 個人番号 [] 個人番号対応符号 <input checked="" type="checkbox"/> その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <input checked="" type="checkbox"/> 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 <input checked="" type="checkbox"/> 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (公金受取口座情報) 	
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別情報:対象者の特定、名寄せを行うため。 ・4情報:対象者の居住地、世帯情報を把握するため。 ・連絡先:対象者が特定できなかった場合の送付又は連絡等のため。 ・地方税関係情報:各課で賦課した内容に基づき、証明書等を発行するため。 ・公金受取口座情報:地方税における還付を行うため。 	
全ての記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開始日	平成27年10月	
⑥事務担当部署	収税課	

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		[○]本人又は本人の代理人 [○]評価実施機関内の他部署 () [○]行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構) [○]地方公共団体・地方独立行政法人 (情報提供ネットワークシステム利用機関) []民間事業者 () []その他 ()								
②入手方法		[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []電子メール []専用線 [○]府内連携システム [○]情報提供ネットワークシステム []その他 ()								
③使用目的 ※		市税の収納管理を行うため。								
④使用の主体	使用部署	収税課								
	使用者数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>[10人以上50人未満]</td> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[10人以上50人未満]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満		3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満		5) 500人以上1,000人未満
[10人以上50人未満]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法		<p>1 督促状発送に関する事務 -納期限経過後未納となっている者を収納情報から抽出して督促状を作成・発送する。</p> <p>2 過誤納金に関する事務 -収納情報から市税の過誤納金を抽出して還付・充当処理を行う。</p> <p>3 口座振替に関する事務 -収納情報から口座振替申込者を抽出して金融機関へ口座振替を依頼する。 -金融機関から振替結果を受領して収納情報に反映させる。</p> <p>4 納税証明書発行に関する事務 -収納情報から証明対象収納分を抽出し納税証明書を発行する。</p>								
情報の突合		<ul style="list-style-type: none"> -収納情報と宛名情報を突合して督促状を作成する。 -収納情報と宛名情報を突合して還付通知書や充当通知書を作成する。 								
⑥使用開始日		平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※	[委託する] (1) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	収納管理システムの運用保守		
①委託内容	収納管理システムの運用保守		
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	(株)日立システムズ		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	契約に基づき、事業者からの再委託申請を審査し、再委託承諾書により再委託の許諾を通知する。	
	⑥再委託事項	収納管理システムの運用保守	
委託事項2~5			
委託事項6~10			
委託事項11~15			
委託事項16~20			

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[<input type="checkbox"/>] 提供を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている () 件 [<input checked="" type="radio"/>] 行っていない	
提供先1		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 ()	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] 紙
⑦時期・頻度		
提供先2~5		
提供先6~10		
提供先11~15		
提供先16~20		
移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 ()	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] 紙
⑦時期・頻度		
移転先2~5		
移転先6~10		
移転先11~15		
移転先16~20		

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※	<p>・セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理(※)を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 ※サーバ室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりサーバ室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">・保管場所への必要以上の電子記録媒体等の持ち込みを禁止している。・持ち出し及び持ち込みの記録については、情報セキュリティ管理者の許可が必要となる。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>【保管場所】</p> <p>①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> <p>【消去方法】</p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウド事業者にはアクセス制限されているため特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を生涯やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。</p> <p>③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p>
--	---

7. 備考

-

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

収納情報ファイル

1.自治体コード, 2.個人番号, 3.編集済氏名カナ, 4.編集済氏名漢字, 5.宛名郵便番号, 6.宛名住所コード, 7.宛名住所, 8.宛名地番, 9.宛名方書カナ, 10.宛名方書漢字, 11.生年月日, 12.性別区分, 13.編集電話番号, 14.収納キー1, 15.収納キー2, 16.履歴番号, 17.初期登録業務日時, 18.更新業務日時, 19.更新システム日時, 20.更新コンピュータ名, 21.更新ユーザID, 22.有効フラグ, 23.決裁状態, 24.旧自治体コード, 25.賦課年度, 26.税目コード, 27.対象年度, 28.通知書番号, 29.期別コード, 30.事業年度開始年月日, 31.事業年度終了年月日, 32.申告区分コード, 33.連番, 34.期割区分, 35.調定年度, 36.会計年度, 37.前納報奨金, 38.車両登録キー, 39.車検区分コード, 40.減免コード, 41.期別調定額, 42.期別収納額, 43.延滞金調定額, 44.延滞金収納額, 45.督促料調定額, 46.督促料収納額, 47.納期限, 48.繰上納期限, 49.納期変更フラグ, 50.収納年月日, 51.領収年月日, 52.繰越時調定額, 53.繰越時収納額, 54.繰越調定額, 55.繰越年月日, 56.不納欠損額, 57.表示用税目コード, 58.表示用期月, 59.随期フラグ, 60.更正回数, 61.収納回数, 62.還付回数, 63.充当回数, 64.口振不能回数, 65.納通返戻設定カウンタ, 66.納通返戻設定年月日, 67.督促返戻設定カウンタ, 68.督促返戻設定年月日, 69.納通発送年月日, 70.督促発行年月日, 71.更正年月日, 72.国税更正年月日, 73.更正届出年月日, 74.更正請求年月日, 75.更正通知年月日, 76.過誤納金発生事由コード, 77.法定納期限等, 78.法定納期限, 79.業務固有キー, 80.漢字業務固有キー, 81.申告年月日, 82.調定年月日, 83.延長月数, 84.重加算対象

III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名			
収納情報ファイル			
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）			
リスク：目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 届出の窓口において届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 届出書をシステムへ入力後、異動届とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。 住基ネットを通じての入手は対象者以外の情報を入手できないよう、仕組みとして担保されている。 <p>必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 届出書に記載された情報以外は入力できない仕組みとなっている。 届出書をシステムへ入力後、届出書とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。 住基ネットを通じての入手は対象者以外の情報を入手できないよう、仕組みとして担保されている。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
不適切な方法で入手が行われるリスク			
<ul style="list-style-type: none"> システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。 			
入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カード(若しくは通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示を求め個人番号の真正性を確認する。 特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行なった者以外の者が確認する等、必ず入力、削除及び訂正した内容を確認する。 入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、新居浜市文書規程に基づいて管理し、保管する。 特定個人情報に誤りがあった際に訂正を行う場合には、特定個人情報管理責任者の許可を得て行うこととする。また、訂正した内容等については、その記録を残し、法令等により定められた期間保管する。 			
入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
<ul style="list-style-type: none"> 紙媒体による申告情報は、施錠可能な場所を保管場所として定め、職員が不在となる場合は施錠することで漏えい・紛失を防止している。 			
3. 特定個人情報の使用			
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 統合宛名システムは、番号法別表及び関係主務省令に定められた部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築しており、個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみ保持している。当該事務にて必要のない情報との紐付けは物理的に不可能である。 統合宛名システムへは、権限のない者の接続を認めない。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢>	1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	操作者識別カードによる操作者認証を行う。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。		

その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限と業務の対応表を作成する。 ・業務に対応したアクセス権限を確認し、業務に必要なアクセス権限のみを申請しなければならないものとしている。 ・権限を有していた職員の異動退職情報を確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。 ・ユーザIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更または削除する。 ・システムを操作した履歴を磁気ディスクに記録し、必要に応じて操作履歴を解析する。 ・バックアップされた操作履歴は定められた期間、保管する。 						
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
<ul style="list-style-type: none"> ・端末機は、スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 ・スクリーンセーバの解除は再度パスワードの入力を行い、ログインすることが必要となる。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。 							
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託				[] 委託しない			
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク							
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない					
規定の内容	<p>特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約書上に明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接又は間接に知り得た秘密を一切第三者に漏らし、又は他の目的に利用しないこと。この契約に基づく委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。 ・データ、プログラム等及び業務材料(以下「データ等」という。)の取扱いについては、細心の注意を払い適正な維持管理を行うこと。 ・データ等の漏えい、滅失、き損、改ざん等の防止を行うこと。 ・データ等を委託業務を実施する目的以外に使用し、又は第三者に提供しないこと。 ・データ等を全部又は一部を委託者の許可なく複写し、又は複製しないこと。 ・事故が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに委託者に通知するとともに必要な措置を講じ、遅滞なくその状況について書面をもって委託者に報告すること。 ・委託業務従事者に対し、委託業務の実施に必要な知識及び技術を習得させるとともに、隨時、セキュリティに関する研修、教育その他従事者の資質向上を図る研修を実施すること。 						
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない					
具体的な方法	契約書において、原則として委託先は他社へ委託し、または請け負わせてはならず、再委託を行う場合には、本市と委託先が協議したうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリティ体制が確保できるとして本市が承認した場合のみ例外的に認めることを定めている。						
その他の措置の内容	-						
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・情報保護管理体制の確認

:委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、入札の際、新居浜市入札(見積)参加資格審査要項に基づき、登録された業者を委託業者として選定するとともに、その記録を残す。
また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。

・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限

:作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。
:閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。
:閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。
:閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。

・特定個人情報ファイルの取扱いの記録

:契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。
:委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。
:情報管理体制について、必要に応じて監査・調査を行う。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない

リスク：不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	<選択肢>		
	[定めている]	1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に提供・移転先から依頼文を提出してもらい、内容を審査したうえで必要な情報のみを提供することとしている。		
その他の措置の内容	'サーバー室等への入出権限'及び'本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限'を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	
		1) 特に力を入れている	2) 十分である
		3) 課題が残されている	

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置
 - : 庁内連携システムにより特定の権限者以外は情報照会・提供ができず、さらに、情報照会・情報提供記録をデータベースに逐一保存することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。
 - ・誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク
 - : 庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定しており、誤った相手への連携は発生しない。
 - : 個人情報が正確かつ最新であることを、定期的に確認する手順、不正確または最新ではないことが判明した場合の訂正の手順が明確になっている。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[○] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>不正な提供が行われるリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法によって認められている機関等、番号法によって認められている理由をシステム的又は職員による検査にて判断し、提供できる仕組みを構築する予定。 不適切な方法で提供されるリスク ・提供の記録が逐一保存される仕組みが整備された情報提供ネットワークシステムを用いて連携することで、不適切な方法で特定個人情報が提供されることを防止する。 <p>誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバへの連携は適切な頻度で行い、その正確性を担保する。また、情報提供の際は相手先とその妥当性について検証し、誤った相手に提供してしまうことを防止することが担保されたシステムを国が構築する予定である。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

情報提供ネットワークシステムにおいてのリスク及びそのリスクに対する措置については、今後国が作成、公表を行う情報提供ネットワークシステムの特定個人情報保護評価において明示される予定である。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢>	1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-		
再発防止策の内容	-		

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	<p>・電子計算機の盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、施錠をしている。</p> <p>・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、電子計算機に無停電電源装置等を付設している。</p> <p>・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。</p> <p>・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。</p> <p>・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入している。</p> <p>・OSには隨時セキュリティパッチ適用を実施している。</p> <p>特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク</p> <p>住基法第14条第1項(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)の規定に基づき調査等を実施することにより、住民基本台帳の正確な記録を確保する。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>【物理的対策】</p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には許可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>【技術的対策】</p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクセシビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じ</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

8. 監查

実施の有無	[] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none">・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行う。・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。		

10. その他のリスク対策

<ガバメントクラウドにおける措置>

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドにしない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	〒792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所 総務部総務課
②請求方法	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき処理を行うものとし、指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を各担当課で受け付ける。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-

2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

①連絡先	〒792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所 総務部収税課
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付表等を記載することにより、対応について記録を残す。情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、規程に定められた部署に速やかに連絡し、協議のうえ対応する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年3月28日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	-
②実施日・期間	-
③主な意見の内容	-
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	-
②方法	-
③結果	-

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月15日	I 6 ②所属長	前田 和信	白石 勝彦	事後	
平成30年3月15日	II 3 ②入手方法	[○]紙	[]紙	事後	
平成30年3月15日	V 1 ①実施日	2015/5/1	2018/3/15	事後	
平成31年2月15日	I 6 ②所属長の役職名	白石 勝彦	収税課長	事後	様式変更による。
令和2年3月13日	II 2. ⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成27年10月	事後	
令和2年3月13日	V 1. ①実施日	2018/3/15	2020/3/13	事後	
令和4年3月14日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の27の項	番号法第19条第8号 別表第二の27の項	事後	
令和5年2月20日	I 2. システム1 ②システムの機能	「追加記載」	公金給付を実施するための公金受取口座情報の取得を行う。	事後	
令和5年2月20日	I 2. システム1 ③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム	[○] 情報提供ネットワークシステム	事後	
令和5年2月20日	II 2. ④記録される項目 主な記録項目	[] その他()	[○] その他(公金受取口座情報)	事後	
令和5年2月20日	II 2. ④記録される項目 その妥当性	「追加記載」	公金受取口座情報:地方税における還付を行うため。	事後	
令和5年2月20日	II 3. ①入手元	[○] 地方公共団体・地方独立行政法人()	[○] 地方公共団体・地方独立行政法人(情報提供ネットワークシステム利用機関)	事後	
令和5年2月20日	II 3. ②入手方法	[] 情報提供ネットワークシステム	[○] 情報提供ネットワークシステム	事後	
令和5年2月20日	II 6. 特定個人情報の保管・消去	<p>・セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理(※)を行っている部屋(サーバー室)に設置したサーバー内に保管する。</p> <p>※サーバー室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりサーバー室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理を行う。</p>	<p>・セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理(※)を行っている部屋(サーバー室)に設置したサーバー内に保管する。</p> <p>※サーバー室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりサーバー室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管場所への必要以上の電子記録媒体等の持ち込みを禁止する。 ・持ち出し及び持ち込みの記録については、情報セキュリティ管理者の許可が必要となる。 	事後	

令和5年2月20日	III 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの取扱い記録 ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの取扱い記録 ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。 ・情報管理体制について、必要に応じて監査・検査等を行う。 	事後	
令和7年3月28日	I 4 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 	事後	現行の番号法に併せて修正
令和7年3月28日	I 5 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の27の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項及び第50条	事後	現行の番号法に併せて修正
令和7年3月28日	III 3 特定個人情報の使用リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・統合宛名システムは、番号法別表第1及び関係主務省令に定められた部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、統合宛名システムへは個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみ保持する仕組みとする予定であり、当該事務にて必要のない情報との紐付けは物理的に不可能である。 ・統合宛名システムへは、権限のない者の接続を認めない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・統合宛名システムは、番号法別表及び関係主務省令に定められた部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築しており、個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみ保持している。当該事務にて必要のない情報との紐付けは物理的に不可能である。 ・統合宛名システムへは、権限のない者の接続を認めない。 	事後	様式変更による。
令和7年3月28日	III 8 監査	自己点検	内部監査	事後	

令和7年10月10日	II 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>【保管場所】</p> <p>①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> <p>【消去方法】</p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウド事業者にはアクセス制限されているため特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を生涯やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。</p> <p>③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p>	事前	利用システムの更改に伴う変更
------------	----------------------------	--	----	----------------

令和7年10月10日	Ⅲ7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	<p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞</p> <p>【物理的対策】</p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には許可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>【技術的対策】</p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクセシビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びク</p>	事前	利用システムの更改に伴う変更
------------	-------------------------------	--	----	----------------

令和7年10月10日	III 3. その他のリスク対策	-	<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。</p> <p>ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドにしない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。</p> <p>具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	事前	利用システムの更改に伴う変更
------------	------------------	---	---	----	----------------